

## 庄内南部地区合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内南部地区合併協議会規約第10条第4項の規定に基づき、庄内南部地区合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、非公開とすることができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会議の開閉等)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第4条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の過半数の賛同をもって議事を進めるものとする。

(会議録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第6条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

(関係者等の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月10日から施行する。